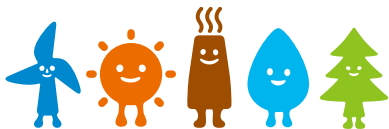


すべての方に国からの大切なお知らせです



経済産業省
資源エネルギー庁



みんなで育てる
再生可能エネルギー

固定価格買取制度にご理解ご協力を

2012年8月分の電気料金から 再生可能エネルギー賦課金*のご負担をお願いします。

*正式名称は「再生可能エネルギー発電促進賦課金」といいます。

再生可能エネルギーをみんなで育てる「育エネ」

再生可能エネルギーは大きな可能性があるものの、普及はまだこれからです。

国の法令等に基づき、再生可能エネルギーの電気を
電力会社などが一定期間固定価格で買い取り、

その費用は再生可能エネルギー賦課金として私たち全員で支える制度ができました。

再生可能エネルギーが私たちの暮らしを支えるエネルギーの一つになることを目指して、
本制度へのご理解をお願い申し上げます。



育エネには
3つメリットが
あります。

- 1 資源の少ない日本のエネルギー自給率を高めます。
- 2 CO₂の排出が少なく、温暖化対策にも役立ちます。
- 3 日本の未来を支える産業を育てることができます。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要

再生可能エネルギーで発電される方



【太陽光発電】



【住宅用太陽光】



【風力発電】



【水力発電】



【地熱発電】



【バイオマス発電】

電気を
電力会社などへ売電

固定価格で
電気を買い取り

電力
会社
など

電気を供給

電気料金と共に
再生エ賦課金をご負担

電気を
ご利用の皆様



【施設】



【住宅】



【事業所】

費用負担調整機関
(再生エ賦課金の回収・分配を行う機関)

電気料金の構成

$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金 (燃料費調整額を含む)} + \text{再生可能エネルギー賦課金等}$$

再生可能エネルギー賦課金等*の算定方法

再生可能エネルギー賦課金 = **ご自身が使用した電気の量** kWh × **0.22** 円/kWh

太陽光発電促進付加金 = **ご自身が使用した電気の量** kWh × **0.13** 円/kWh

※ご負担をお願いする賦課金は、再生可能エネルギー電気の買取費用に対応した賦課金単価に、ご自身が使用した電気の量を乗じて決まります。ただし、制度移行期(2015年3月頃まで)については、従来の太陽光発電の余剰電力買取制度が前年分の買取費用を翌年度回収するルールとなっているため、同制度に基づく既買取分にもなう太陽光発電促進付加金についても、あわせてご負担をお願いすることになります。移行期終了後には、再エネ賦課金に一本化されます。

制度がわかるQ&A

Q どうして私たち全員で負担するのですか？

A この制度は、私たちの暮らしを支えるエネルギーをみんなの力でつくっていかうとするもので、育エネによるメリットは私たち皆に関わるためです。

また、本制度によって買い取られた再生可能エネルギーの電気は、皆様に電気の一部として供給されているため、電気料金の一部としてお支払いいただくこととなります。

Q 再エネ賦課金の単価はどのようにして決まるのですか？

A 第三者機関の意見にしたがい経済産業大臣が定めた買取価格、買取期間をもとに、年間にどのくらい再生可能エネルギーが導入されるかを予測し、経済産業大臣が毎年度単価を定めます。

※予測と実績値で差が生じる場合は、翌々年度の単価で調整されます。

以下の方は、再生可能エネルギー賦課金が減免されます。

- 大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方(国への認定申請及び認定後の電力会社へのお申し出が必要ですのでご注意ください。)->8割が減免
- 東日本大震災で著しい被害を受けた事業所、住居などの電気の使用者(罹災証明を受けた方、避難区域等から引越した方は電力会社へのお申し出が必要ですのでご注意ください。)->2012年8月分料金~2013年4月分料金免除

お問い合わせ先 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 再生可能エネルギー推進室へ

0570-057-333

電話受付時間 9:00~20:00 (土・日・祝日は除く)

※PHS、IP電話からは、03-5520-5850におかけください。

詳しい情報は **育エネ** **検索** <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/>

